

泉区制 40 周年記念名称使用に関する事務取扱要綱

制定 令和 7 年 12 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区民等により組織された団体等が行う泉区制 40 周年を祝うための事業を、泉区制 40 周年記念事業として認定することに関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「区民等」とは泉区在住者に限らず、泉区と深い関わりのある団体等の構成員も含めるものとする。

- 2 この要綱において「団体等」とは、市民活動団体等公益性を有する団体及び企業を言う。
- 3 この要綱において「事業」とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する行事その他これらに類する行事で、公共性のあるもの、また、泉区の施策・事業と整合性のある行事を言う。

(認定の対象)

第 3 条 認定の対象となる事業は、団体等が行う事業で、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 泉区制 40 周年を盛り上げるための事業
- (2) 泉区民等を対象とする事業
- (3) 令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までに実施する事業

(適用除外)

第 4 条 認定の適用除外となる事業は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 団体等の構成員のみを対象とする事業
 - (2) 特定の政治活動、宗教的活動又は思想的主張に関する事業
 - (3) 専ら営利を目的とする事業
 - (4) 横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団関係者並びにこれらに準ずる者が実施する事業
 - (5) その他、泉区制 40 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）において、不適切と認めた事業
- 2 この要綱は泉区が主催する事業には適用しない。

(名称使用申請等の手続き)

第 5 条 名称使用の承認を受けようとする者は、泉区制 40 周年記念名称使用届出書（第 1 号様式）を泉区制 40 周年記念事業実行委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。なお、電子申請システムを用いた届出も可とする。

- 2 前項の申請書は、行事の開催日の 3 週間前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(認定の決定)

- 第6条 委員長は、前条の申請があったときは、第3条の規定に基づき、対象事業であることを確認し、及び、第4条の規定に基づき、認定の適用除外に該当しないことを確認し、認定する。
- 2 前項に基づき認定を行った際、申請者に対して、「泉区制40周年記念関連事業認定決定通知書」(第2号様式) (以下、「決定通知書」という。) により通知する。
- 3 決定通知書を受けた者は、啓発物品の貸与等を受けることができる。
- 4 委員長は、関連事業について、各種媒体で公表することができる。

(行事内容変更届)

- 第7条 前条の規定により通知を受けたものは、申請の内容を変更する場合、速やかに行事内容変更届(第3号様式)を、委員長に提出しなければならない。ただし、行事内容の変更が軽易なものについては、この限りでない。なお、電子申請システムを用いた届出も可とする。

(決定の取消し)

- 第8条 委員長は、第6条の規定により決定をした場合において、申請者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施した、又は実施することが発覚した場合
- (3) 法令に違反した場合
- (4) その他、委員長が不適当と認めた場合
- 2 取消の効力は決定の時点まで遡るものとし、当該取消に関して、実行委員会及び泉区は団体等に対して一切の責任を負わないものとする。
- 3 委員長は、第1項の規定により決定を取り消した場合において、泉区制40周年記念連携事業名称使用取消通知書(第4号様式)を申請者に送付するものとする。

(損害賠償)

- 第9条 実行委員会は、関連事業となったこと及び記念名称を使用した事業を実施したことに起因する損害について一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、関連事業の実施及び記念名称の使用に際して故意又は過失により実行委員会及び泉区役所に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(事務局)

- 第10条 事務局は、泉区制40周年記念事業実行委員会事務局(泉区区政推進課)内に置く。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年12月19日から施行し、令和9年3月31日をもって、その効力を失う。